
第3回相続シンポジウム
『日本人の相続観と相続リテラシー』
～相続に関する意識調査より～

「安心・豊かな社会」を創り出す信託銀行 *Create a Better Tomorrow*

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。

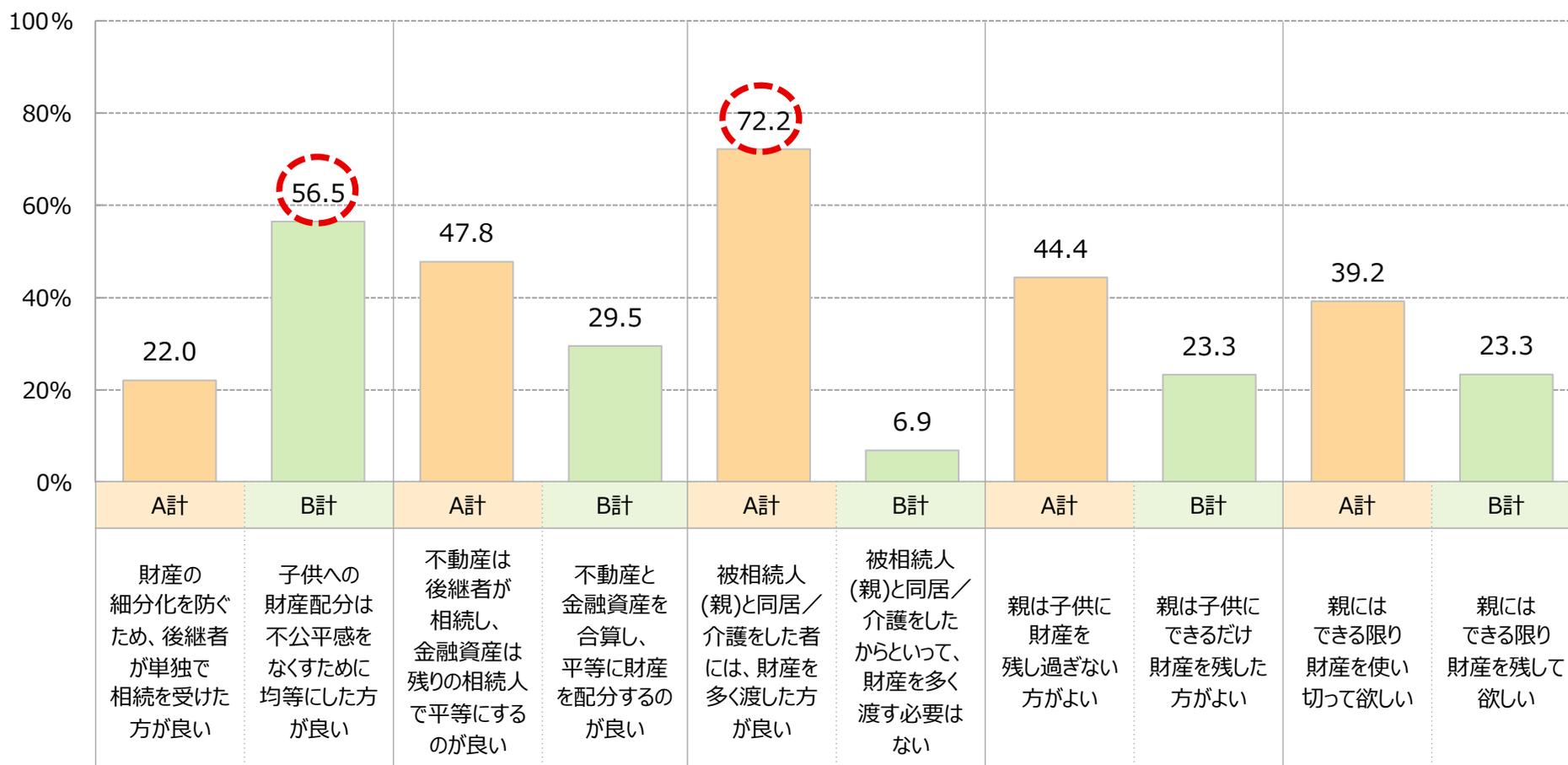


- ◆調査目的：40歳以上(年代別) の、相続・遺言に対する意識、将来の機能低下時の価値観、相続リテラシーの状況、遺言デジタル化に関する意識の把握
- ◆調査対象：40歳以上の男女
- ◆調査地域：全国
- ◆調査方法：リサーチ会社を利用したWEBアンケート
- ◆調査時期：2023年9月22日（金）～ 9月24日（日）
- ◆有効回答者数：本調査5,152サンプル（事前調査10,000）

1. 相続に対する意識

相続意識は、子への財産は公平に均等配分が多いが、不動産は後継者に相続、また介護をした場合は介護者に多く残した方が良いとの傾向がある。（前回調査（2021年3月）同様の傾向）

相続に対する意識



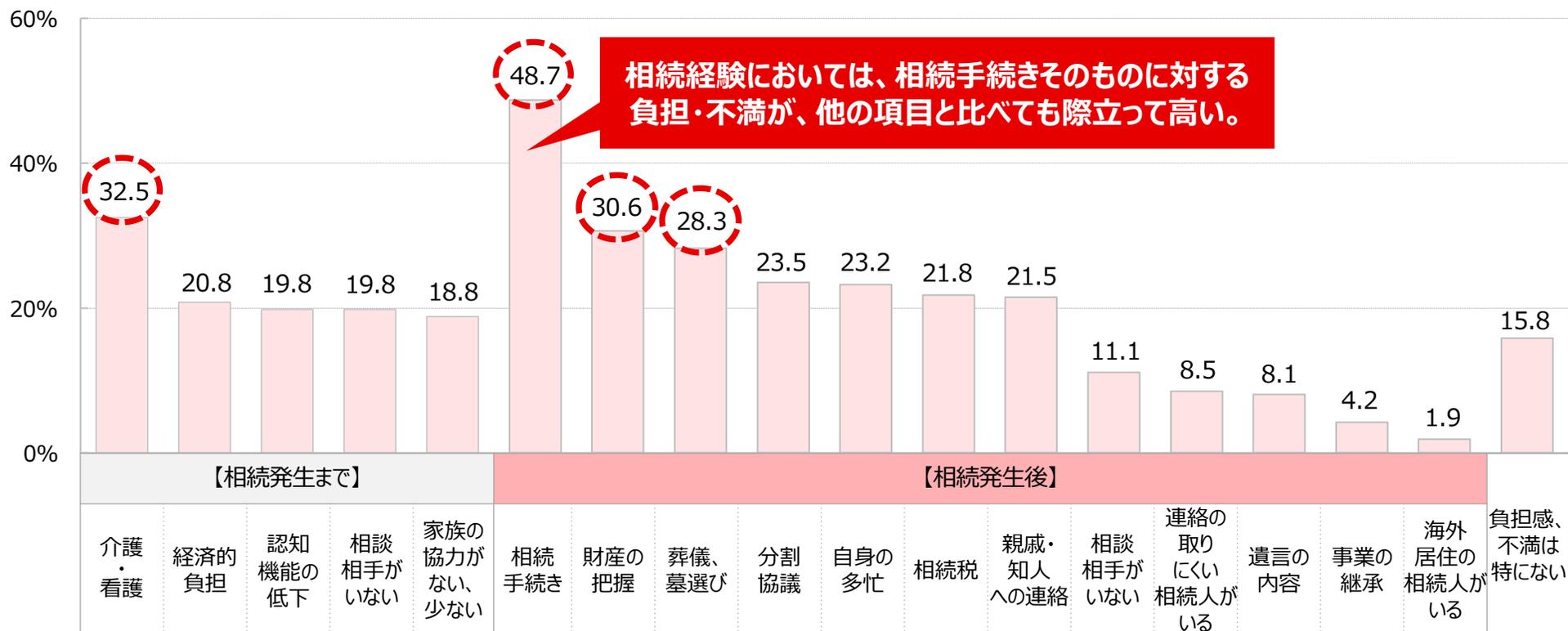
(n=5,152)

2. 相続を受ける立場での意識

相続経験時※の負担・不満は相続手続きが特に高く、介護、財産把握／葬儀・墓選びと続く。

※本調査における「相続経験」とは、過去に相続で財産を受け取った経験を言う。

これまでの相続経験で相続手続きをしたときの負担・不満



(n=1,828)

2. 相続を受ける立場での意識

(ご参考) 相続経験の実態

相続経験者は、特に50代から60代にかけて、23.3%→45.4%と大きく増加。

なお二次相続※の経験割合は60代から70代以上にかけて、38.5%→50.3%と増加。

※一次相続後に残された親も亡くなったときの相続

相続で財産を受け取った経験 (SCR結果より)

		n=					(%)
		相続で財産を受け取ったことはない	相続で財産を受け取ったことはあるが、相続手続きに関わったことはない	相続手続きに関わったことがあるが、相続人を代表して手続きをしたことはない	相続人を代表して相続手続きを行ったことがある	相続で財産を受け取った経験あり	
全体	9,974	66.6	11.3	6.8	15.3	33.4	
年代別	40代	2,780	82.5	6.4	4.2	6.9	17.5
	50代	2,337	76.7	8.2	4.9	10.2	23.3
	60代	2,743	54.6	13.4	9.2	22.9	45.4
	70代以上	2,114	50.1	18.3	9.3	22.2	49.9

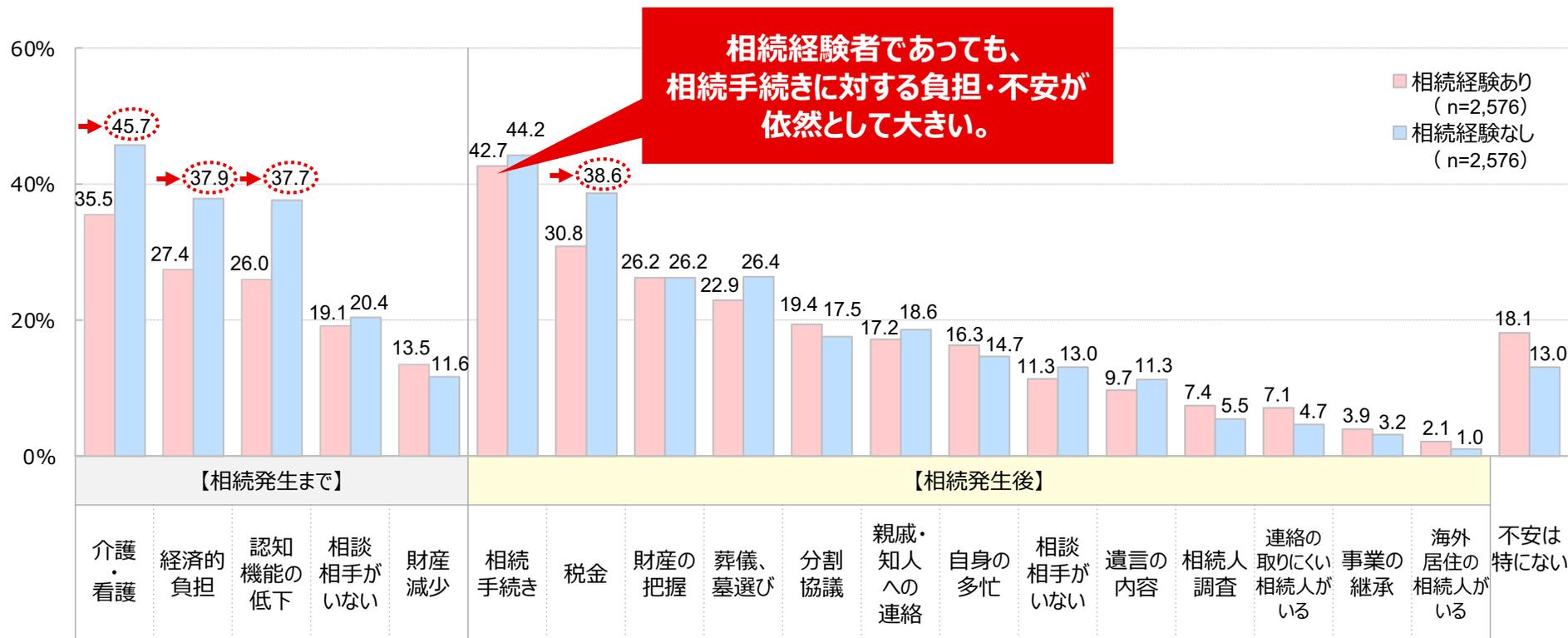
受けた相続の種類

		n=		(%)
		二次相続	一次・二次以外の相続	
全体	2,576	33.7	6.6	
年代別	40代	644	23.3	9.5
	50代	644	22.8	7.8
	60代	644	38.5	3.4
	70代以上	644	50.3	5.9

2. 相続を受ける立場での意識

今後相続を受ける際の負担・不安は、相続経験者／未経験者ともに、**相続手続き、介護、税金、経済的負担、認知機能低下が上位**。特に**相続手続き**は相続経験者と未経験者ともに**負担・不安を感じている**。

今後相続を受ける際の負担・不安



3. 機能低下時の価値観

親も自身も、家族に迷惑をかけたくないという意見が多数派。
自身では特に女性の方が、家族に迷惑をかけたくない割合が高い。

親の身体機能低下時の親の価値観

※親の価値観を推測 ※スコア：そう思う計 (%)

		n=	いわゆる 介護施設には 入りたくない	家族以外の 者の世話には なりたくない	家族には 迷惑を かけたくない
全体		2,526	36.1	30.6	66.7
性別	男性	1,699	35.7	31.7	66.4
	女性	827	37.0	28.3	67.5
年代別	40代	1,054	34.0	29.4	65.5
	50代	847	37.2	32.0	66.7
	60代	535	36.6	29.9	69.5
	70代 以上	90	48.9	34.4	65.6

自身の身体機能低下時の自身の価値観

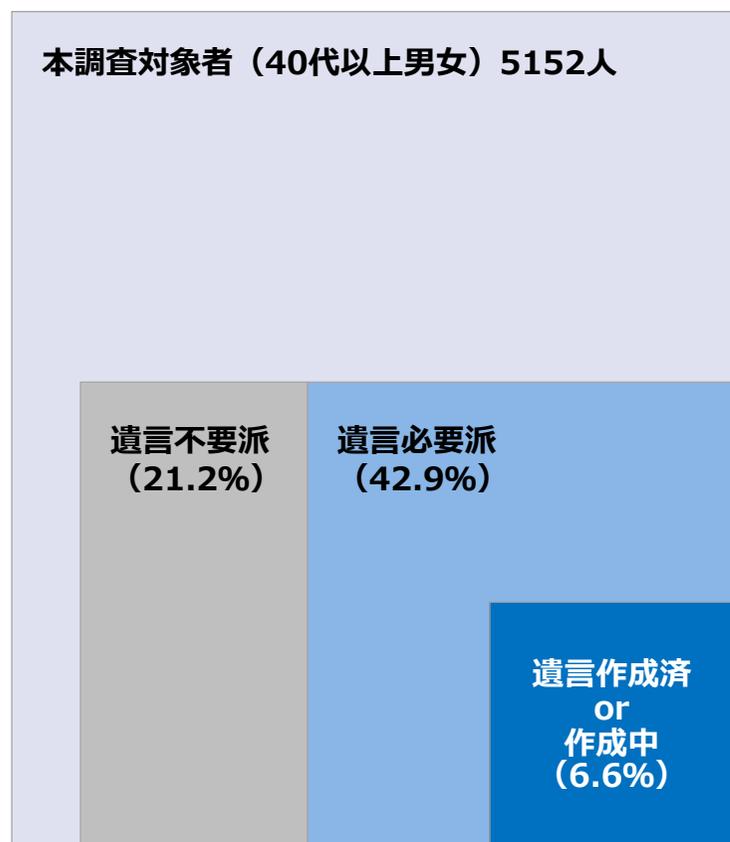
※スコア：そう思う計 (%)

		n=	いわゆる 介護施設には 入りたくない	家族以外の 者の世話には なりたくない	家族には 迷惑を かけたくない
全体		5,152	39.0	30.7	77.3
性別	男性	3,406	41.3	35.5	74.0
	女性	1,746	34.7	21.5	83.7
年代別	40代	1,288	35.9	34.6	77.0
	50代	1,288	35.3	27.6	80.7
	60代	1,288	37.0	27.0	76.6
	70代 以上	1,288	47.8	33.6	75.0

4. 遺言の必要性和実際の作成状況

**遺言を必要と思う人は42.9%、男女とも前回調査（2021年3月）同様40代が最も高い。
但し、実際の遺言作成者（作成中を含む）は全体の6.6%に留まる。**

遺言の作成状況



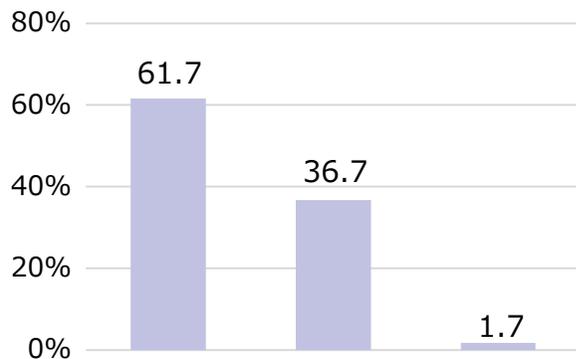
		n=	遺言必要派	作成済・作成中	遺言不要派	不明
全体		5,152	42.9	6.6	21.2	35.9
性 年 代 別	男性40代	910	49.6	9.1	19.5	31.0
	男性50代	867	41.4	3.5	20.8	37.8
	男性60代	850	37.6	5.5	24.5	37.9
	男性70代以上	779	38.1	8.5	22.3	39.5
	女性40代	378	48.1	5.3	19.0	32.8
	女性50代	421	45.4	4.3	20.2	34.4
	女性60代	438	38.1	5.3	21.9	40.0
	女性70代以上	509	47.7	10.8	19.6	32.6

4. 遺言の必要性和実際の作成状況

作成した遺言の形式は**自筆証書遺言の割合が高い**。男女別では女性の方が自筆証書遺言の割合が高い。

自筆証書遺言の選択理由としては「費用がかからない」「自分で調べて簡単に作れる」が特に多い。公正証書遺言の選択理由としては、「紛失・無効等のリスク回避」が最も多い。

作成した遺言の形式



		n=	自筆証書遺言	公正証書遺言	その他の形式の遺言
全体		180	61.7	36.7	1.7
性別	男性	118	57.6	40.7	1.7
	女性	62	69.4	29.0	1.6
年代別	40代	46	56.5	41.3	2.2
	50代	20	55.0	40.0	5.0
	60代	41	61.0	39.0	0.0
	70代以上	73	67.1	31.5	1.4

自筆証書遺言作成理由

n=111

(%)

1	費用がかからないから	58.6
2	自分で調べて簡単に作れるから	56.8
3	知っている作成方法だったから（親から教わったなど）	25.2
4	公証役場に行くのが面倒だから	24.3
5	他の作成方法を知らなかったから	13.5
	その他	2.7
	特に理由はない	3.6

公正証書遺言作成理由

n=66

(%)

1	紛失や無効になるリスクがないから	59.1
2	公証人等の専門家のアドバイスがあるから	48.5
3	他の作成方法を知らなかったから	19.7
4	知っている作成方法だったから（親から教わったなど）	18.2
	その他	4.5
	特に理由はない	4.5

5. 遺言に対する意識

遺言の必要理由は、1位「揉め事の原因をなくしたい」、2位「年を取って手続きできないのが心配」。
 相続経験有無にかかわらず、子供がいる人は、揉め事の回避意向が強い傾向。
 なお、寄付意向は子供がいない人の方が、いる人より高いが、相続経験がある場合にはより高い傾向。

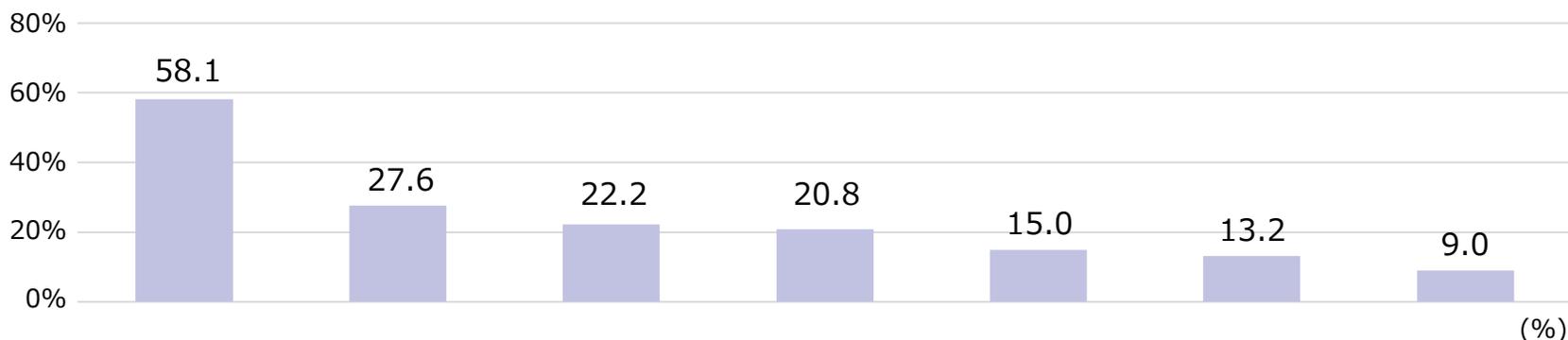
遺言が必要と感じる理由

(%)

n=		争いや揉め事の原因になりそうなことは極力なくしておきたい	夫婦とも年をとった場合に手続きできなくなるのが心配なため	遺言があったことで、円満に相続手続きが終わった話を聞いたから	子供がおらず、配偶者の兄弟や甥姪と話合うのが大変なため	独身なので、将来残った資産を世話になる人に渡したい	親のとき苦勞した（争い、相続手続き、相続税）	親も遺言を遺していた	寄付したい先があるため	周囲に遺言を遺す人が多いため	その他	特に理由はない
全体	2,210	54.1	37.6	28.3	14.4	12.8	12.6	6.9	6.7	5.2	1.1	5.6
相続経験あり（子あり）	698	63.0	45.0	32.4	0.0	1.7	20.6	10.7	6.7	7.4	1.1	3.7
相続経験あり（子なし）	460	42.8	28.3	25.0	36.3	30.2	16.5	8.3	12.2	7.0	1.1	4.1
相続経験なし（子あり）	623	61.2	41.6	28.6	0.0	1.9	5.6	3.9	1.6	3.4	1.0	9.1
相続経験なし（子なし）	429	41.5	29.8	24.9	35.2	28.0	5.4	3.7	8.2	2.1	1.4	5.1

遺言が必要と感じながら遺言を書いていない理由は、「まだ早い」が突出して高い。特に男性では、年齢が上がっても「まだ早い」が高いままであり、どちらかというところ「考えたくない」に近い可能性がある。

遺言が必要と感じながら書いていない理由

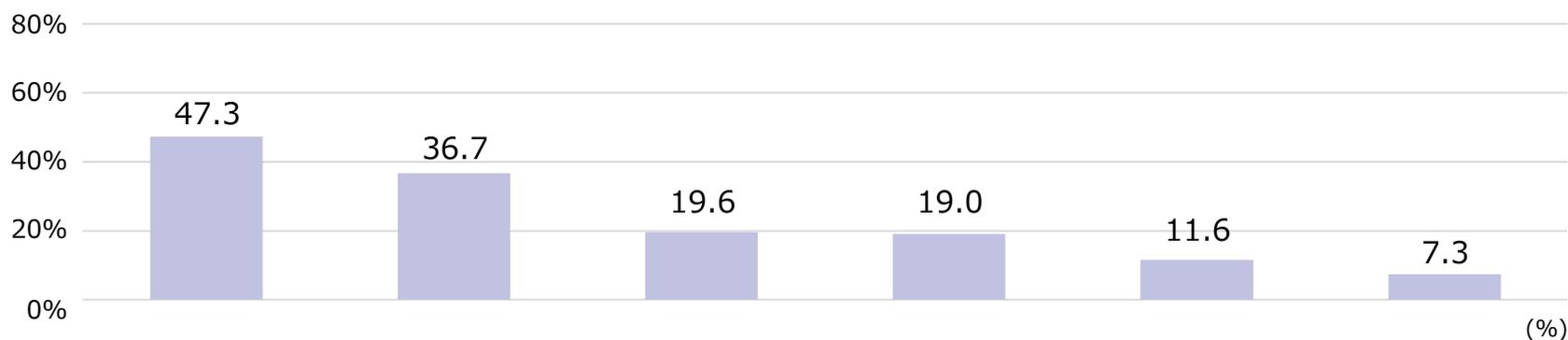


		n=	もう少し先の話だと思うから、まだ早いから	きっかけがないから	内容を決められないから	書き方がわからないから	面倒だから	誰に相談すればいいかわからないから	特に理由はない
全体		1,868	58.1	27.6	22.2	20.8	15.0	13.2	9.0
年代別	男性40代	368	59.0	31.0	22.8	24.2	14.1	15.8	8.4
	男性50代	329	56.5	26.4	23.7	20.7	15.8	15.5	10.3
	男性60代	273	58.2	22.3	17.9	18.3	15.8	9.5	10.3
	男性70代以上	231	59.7	24.2	17.7	13.4	14.7	7.4	10.0
	女性40代	162	66.7	34.0	22.2	26.5	16.0	19.1	4.9
	女性50代	173	59.0	27.2	25.4	23.1	17.3	16.8	5.2
	女性60代	144	61.8	27.1	27.1	25.0	13.9	10.4	5.6
	女性70代以上	188	46.3	29.8	22.9	17.0	12.8	10.6	14.9

5. 遺言に対する意識

遺言を必要としない理由は、1位「財産が少ない」、2位「法定相続でいい」。
70代女性は男性や他の年代と比べて「どう分けるか伝えてある」としている割合が高い。

遺言が必要と考えない理由



n=		財産が少ないから	法定相続でいいから	相続人で決めることだから	家族仲がいいから	どう分けるかは伝えてあるから	特に理由はない	
全体	1,092	47.3	36.7	19.6	19.0	11.6	7.3	
性年代別	男性40代	177	37.3	33.9	26.0	20.3	16.9	2.8
	男性50代	180	44.4	42.8	21.1	18.9	7.2	9.4
	男性60代	208	44.7	42.8	17.8	16.8	4.8	12.5
	男性70代以上	174	54.6	36.8	22.4	24.1	13.2	4.6
	女性40代	72	55.6	29.2	18.1	12.5	8.3	5.6
	女性50代	85	49.4	29.4	12.9	18.8	9.4	7.1
	女性60代	96	53.1	35.4	14.6	14.6	12.5	8.3
	女性70代以上	100	49.0	31.0	16.0	22.0	25.0	6.0

6. 相続リテラシー

相続に関する項目15個について、本調査への回答開始時点で知っていることにチェックしてもらう方法で相続リテラシーの状況の推定を試みたもの。総じてリテラシーが高い人は少数派。

相続について知っていること

n=5,152

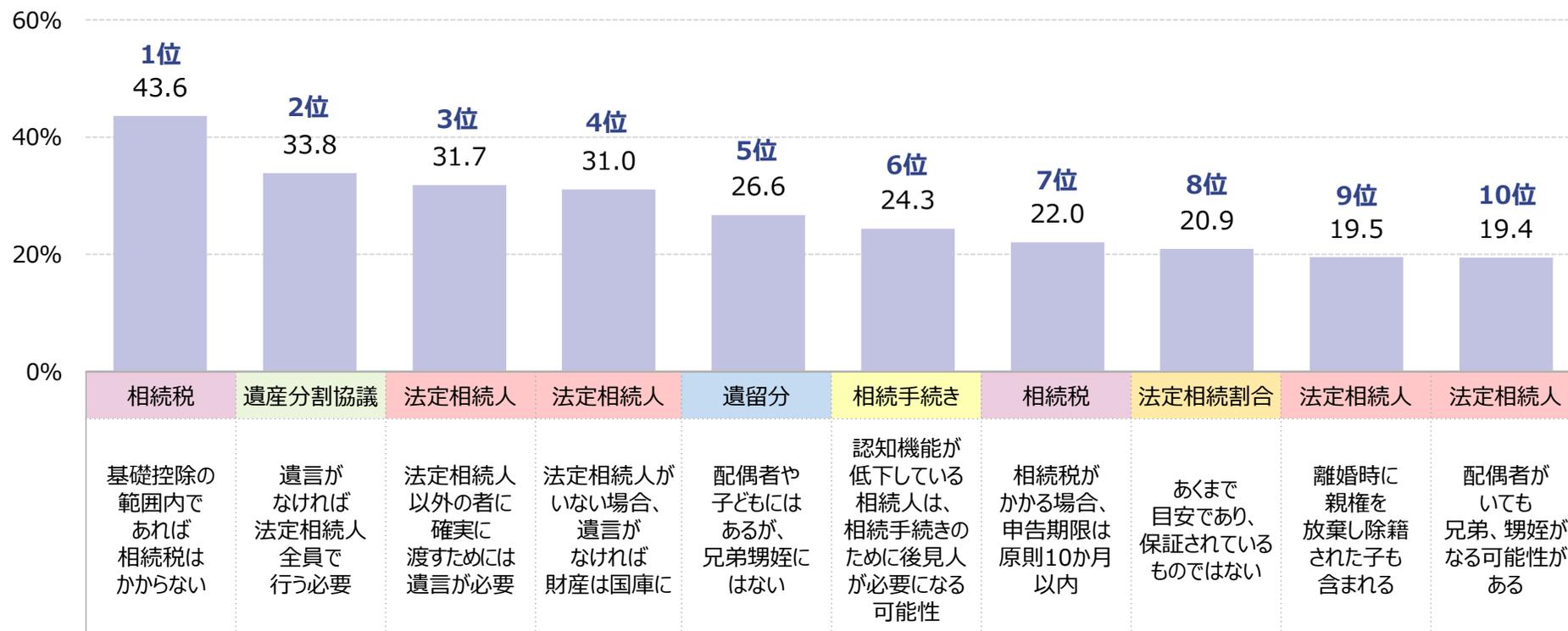
カテゴリー	項目	チェック (知っている)	割合
法定相続人	1 配偶者がいても兄弟（異父母、婚外子含む）、甥姪となる可能性がある	1,001	19.4%
	2 離婚時に親権を放棄し除籍された子も含まれる	1,005	19.5%
	3 法定相続人がいない場合、遺言がなければ財産は国庫に	1,598	31.0%
	4 法定相続人以外の者に確実に渡すためには遺言が必要	1,635	31.7%
法定相続割合	5 あくまで目安であり、保証されているものではない	1,077	20.9%
遺産分割協議	6 遺言がなければ法定相続人全員で行う必要	1,741	33.8%
	7 行わなければ全員での共有状態が続く	817	15.9%
	8 弁護士による交渉や調停でも不調の場合、確定するには裁判を起こす必要	849	16.5%
遺留分	9 配偶者や子どもにはあるが、兄弟甥姪にはない	1,373	26.6%
	10 主張して受け取るためには侵害した人に請求する必要	723	14.0%
	11 請求できるのは金銭のみ（不動産や株式等は請求できない）	466	9.0%
相続税	12 基礎控除（3000万円＋相続人の数×600万円）の範囲内であれば相続税はかからない	2,244	43.6%
	13 相続税がかかる場合、申告期限は原則10か月以内	1,133	22.0%
相続手続き	14 認知機能が低下している相続人は、相続手続きのために後見人が必要になる可能性	1,251	24.3%
	15 令和6年4月以降、不動産は一定期間内の登記義務（違反は罰金）	847	16.4%
上記に知っているものはひとつもない		1,331	25.8%

リテラシー分類	チェック数	人数	割合
相続リテラシー高 (24.1%)	15個	85	1.6%
	14個	55	1.1%
	13個	60	1.2%
	12個	64	1.2%
	11個	79	1.5%
	10個	98	1.9%
	9個	125	2.4%
	8個	179	3.5%
相続リテラシー中 (33.9%)	7個	194	3.8%
	6個	305	5.9%
	5個	315	6.1%
	4個	417	8.1%
相続リテラシー低 (41.9%)	3個	468	9.1%
	2個	549	10.7%
	1個	828	16.1%
	0個	1,331	25.8%
		5,152	100.0%

【リテラシー分類】
 相続リテラシー高 チェック数(知っている)が6以上
 相続リテラシー中 チェック数(知っている)が2～5
 相続リテラシー低 チェック数(知っている)が0～1

相続について知っていることの1位は「基礎控除範囲内であれば相続税がかからない」で44%。全15項目のうち、認知率が4割を超えるのは1項目のみ。

相続について知っていること (TOP10)



(n=5,152)

(その他の項目)

- 11位：分割協議不調の場合、確定させるには裁判を起す必要 (16.5%)
- 12位：相続登記義務化 (令和6年～) (16.4%)、13位：遺言も分割協議書もないと全員での共有状態が続く (15.9%)、
- 14位：侵害された遺留分を受け取るには請求する必要がある (14%)、15位：遺留分は金銭でしか請求できない (9%)

6. 相続リテラシー

相続リテラシーには男女差はなく、男女とも年代が上がるほどリテラシーが上がる傾向にある。
 また、相続リテラシーの高低は、遺言の作成有無と相関がある。

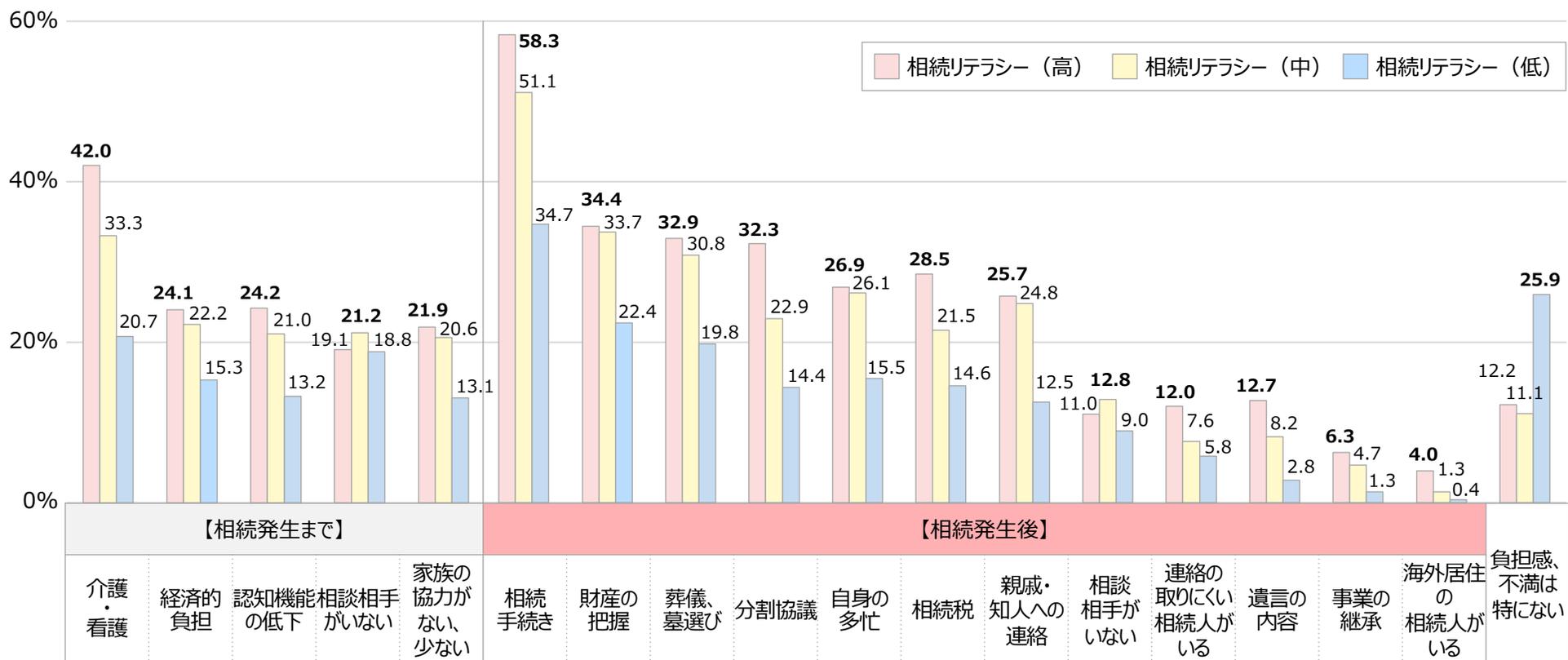
相続について知っていること (TOP10) & リテラシー3区分

												リテラシー別 (%)			
		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位				
		相続税	遺産分割協議	法定相続人	法定相続人	遺留分	相続手続き	相続税	法定相続割合	法定相続人	法定相続人				
		基礎控除の範囲内であれば相続税はかからない	遺言がなければ法定相続人全員で行う必要	法定相続人以外の者に確実に渡すためには遺言が必要	法定相続人がいない場合、遺言がなければ財産は国庫に	配偶者や子どもにはあるが、兄弟甥姪にはない	認知機能が低下している相続人は、相続手続きのために後見人が必要になる可能性	相続税がかかる場合、申告期限は原則10か月以内	あくまで目安であり、保証されているものではない	離婚時に親権を放棄し除籍された子も含まれる	配偶者がいても兄弟、甥姪がなる可能性がある	リテラシー高 (チェック数が6以上)	リテラシー中 (チェック数が2-5)	リテラシー低 (チェック数が0-1)	
n=															
全体	5,152	43.6	33.8	31.7	31.0	26.6	24.3	22.0	20.9	19.5	19.4	24.1	33.9	41.9	
性年代別	男性40代	910	32.4	24.1	23.6	21.5	19.3	21.3	20.0	22.3	16.4	21.2	18.9	33.0	48.1
	男性50代	867	42.2	31.5	27.3	27.6	22.7	20.6	23.5	19.7	19.4	19.1	22.1	31.3	46.6
	男性60代	850	46.6	34.9	32.5	33.3	25.8	23.3	22.9	22.4	17.9	20.1	24.8	32.9	42.2
	男性70代以上	779	57.8	43.3	37.6	39.3	34.8	30.0	23.7	24.6	18.6	19.4	32.3	35.6	32.1
	女性40代	378	27.5	26.7	27.0	22.5	25.4	19.8	17.7	17.5	18.3	17.2	17.7	32.0	50.3
	女性50代	421	35.4	33.3	32.5	25.4	24.9	21.9	20.2	17.3	22.8	16.6	19.2	36.3	44.4
	女性60代	438	45.0	38.1	37.9	34.7	29.5	29.2	23.3	18.5	24.4	19.2	26.0	35.8	38.1
	女性70代以上	509	56.4	40.7	41.1	45.2	35.4	29.7	22.2	19.8	23.4	19.8	30.5	37.3	32.2
遺言意識別	遺言必要派	2,210	45.7	37.6	35.2	35.6	29.1	29.2	26.9	25.2	22.5	24.9	29.1	35.9	35.0
	&作成済・作成中	342	57.0	44.4	42.7	43.3	40.6	42.4	38.6	37.1	31.9	37.7	42.1	41.8	16.1
	遺言不要派	1,092	46.7	35.4	34.0	32.1	27.6	23.4	22.0	21.0	20.4	18.0	23.5	38.5	38.0
	不明	1,850	39.1	28.3	26.3	24.9	23.2	18.9	16.1	15.7	15.4	13.7	18.5	29.0	52.5

6. 相続リテラシー

相続リテラシーの高い層は、過去に被相続人の介護・看護や、相続手続きで負担・不満を感じた人が多い。一方で、負担感、不満は特になく人は相続リテラシーが低い

これまでの相続経験で相続手続きをしたときの負担・不満

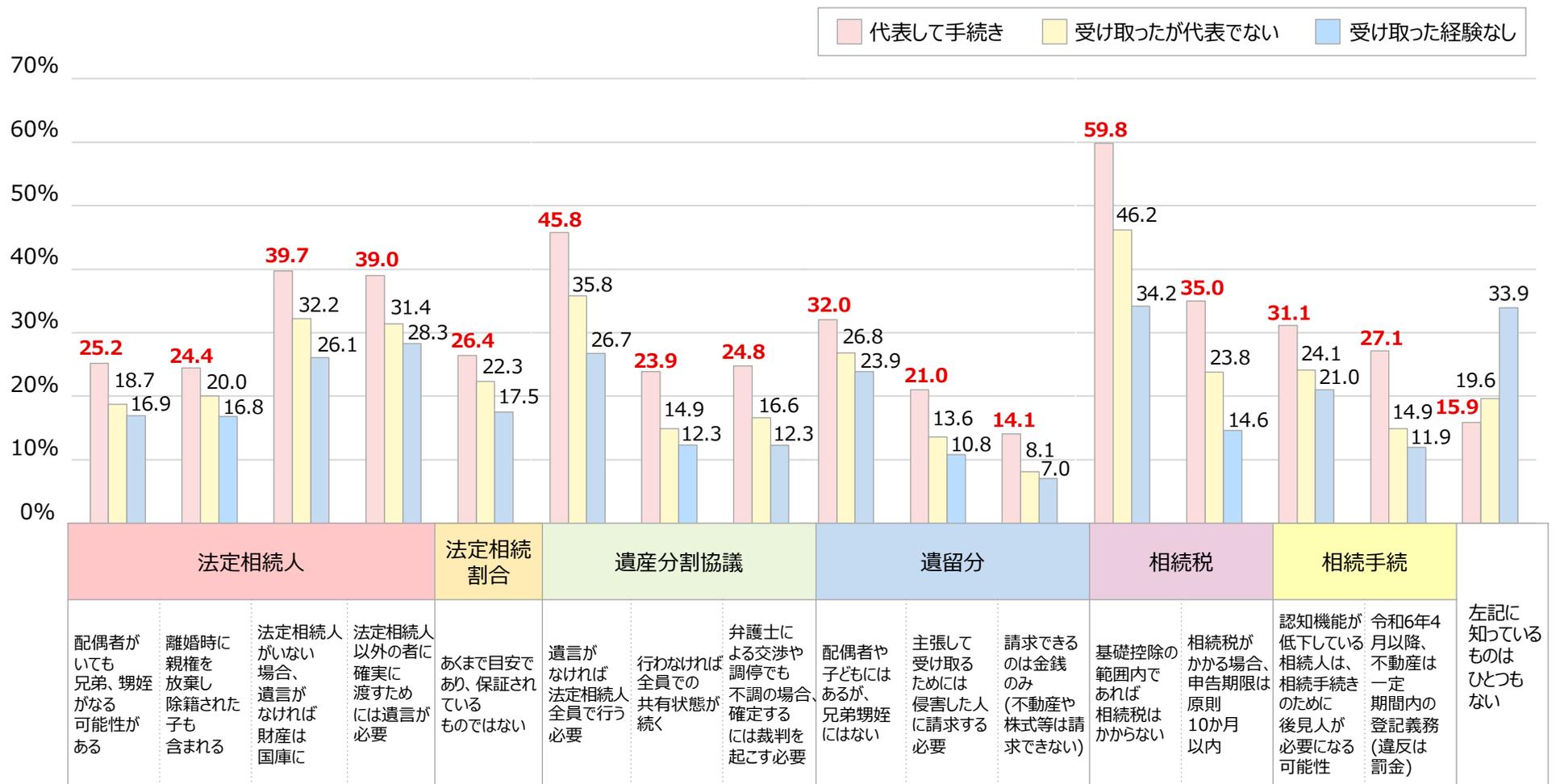


(n=1,828)

6. 相続リテラシー

相続リテラシーが高い層は過去に「相続人を代表して相続手続きを行ったことがある」人が多い

相続手続き経験と相続リテラシー



(n=5,152)

配偶者がいても兄弟、甥姪がなる可能性がある	離婚時に親権を放棄し除籍された子も含まれる	法定相続人がいない場合、遺言がなければ財産は国庫に	法定相続人以外の者に確実に渡すためには遺言が必要	あくまで目安であり、保証されているものではない	遺言がなければ法定相続人全員で行う必要	行わなければ全員での共有状態が続く	弁護士による交渉や調停でも不調の場合、確定するには裁判を起す必要	配偶者や子どもにはあるが、兄弟甥姪にはない	主張して受け取るためには侵害した人に請求する必要	請求できるのは金銭のみ(不動産や株式等は請求できない)	基礎控除の範囲内であれば相続税はかからない	相続税がかかる場合、申告期限は原則10か月以内	認知機能が低下している相続人は、相続手続きのために後見人が必要になる可能性	令和6年4月以降、不動産は一定期間内の登記義務(違反は罰金)	左記に知っているものはひとつもない
-----------------------	-----------------------	---------------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------	-------------------	----------------------------------	-----------------------	--------------------------	-----------------------------	-----------------------	-------------------------	---------------------------------------	--------------------------------	-------------------

6. 相続リテラシー

相続リテラシーの高い層は低い層と比べて、**自宅以外の不動産も保有、金融資産額が多い傾向にある**

		相続リテラシー (%)			
		全体	高	中	低
全体		n= 5152	24.1	33.9	41.9
保有不動産別	自宅のみ保有	3284	21.5	34.0	44.4
	自宅以外も保有	891	36.6	35.9	27.5
	自宅非保有かつ自宅以外保有	163	25.8	44.8	29.4
	保有不動産なし	814	20.8	29.2	50.0
保有金融資産額別	1000万円未満	2346	17.2	31.2	51.6
	1000～3000万円未満	1535	26.1	37.8	36.2
	3000～5000万円未満	607	30.8	35.3	33.9
	5000万～1億円未満	448	35.0	34.6	30.4
	1億～3億円未満	177	46.3	32.2	21.5
	3億円以上	39	38.5	25.6	35.9

6. 相続リテラシー

遺言不要と考える人の属性や不要の理由等からは、**知っていた方が良いと思われる相続リテラシーの例**

※知っていたとしても、遺言が必要とは限らないため、あくまで参考。

属性等	遺言不要の理由	相続リテラシー	知っている
配偶者有、子ども無	法定相続でいい	配偶者だけでなく兄弟も法定相続人になる	27.7%
	財産が少ないから	遺言がなければ法定相続人全員で遺産分割協議が必要	32.8%
配偶者有、子ども有	法定相続でいい	手続きしないと共有状態が続く	18.4%
		法定相続割合はあくまで目安	26.7%

意識	遺言要否	相続リテラシー	知っている
同居・介護した人に多く残した方がよい	遺言不要	遺言がなければ法定相続人全員で遺産分割協議が必要	41.7%

遺言要否	遺言不要の理由	相続リテラシー	割合
遺言不要	特に理由はない	知っているものはひとつもない	47.5%

デジタル遺言

【質問の前提】

デジタル遺言とは、パソコンやスマホで作成してデータで保存する遺言をいいます

※現在は、有効な遺言は紙で作成する必要があります。

将来、デジタル遺言が有効な遺言として認められたと仮定してお答えください。

なお、現在の自筆証書遺言の場合は、財産目録以外は自書、署名、捺印が必要です。

【規制改革実施計画】（令和4年6月7日）より（※下線はMUFG相続研究所）

法務省は、国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、必要な検討を行う。

その際には、遺言が、遺言者が生前にした意思表示により、その死後に効力を生じさせるという法律行為であり、国民生活上極めて重要な意義を有する相続制度を支える法制度であることを踏まえた上で、デジタル技術やそれを活用した遺言関連の民間サービスに知見のある者の協力を得る等して、国民の利便性を考慮しつつ、デジタル原則にのっとりた制度設計に向けた検討を行うものとする。

7. デジタル遺言について

デジタル遺言の利用意向者は全体では31%。遺言必要派では45%と高い。年代別では若い世代ほど高く、相続経験がある人や相続リテラシーの高い層の利用意向が高い傾向にある。

デジタル遺言利用意向

		n=	■ 利用したい	■ 利用したくない	□ わからない	(%)
全体		5,152	31.1	24.3	44.7	
性年代別	男性40代	910	43.8	19.9	36.3	
	男性50代	867	32.1	20.6	47.3	
	男性60代	850	30.4	26.2	43.4	
	男性70代以上	779	26.7	30.6	42.7	
	女性40代	378	37.0	17.7	45.2	
	女性50代	421	30.6	19.7	49.6	
	女性60代	438	21.2	22.6	56.2	
	女性70代以上	509	18.7	35.4	46.0	
遺言意識別	遺言必要派	2,210	45.3	17.1	37.6	
	& 作成済・作成中	342	50.0	22.5	27.5	
	遺言不要派	1,092	20.8	43.4	35.8	
	不明	1,850	20.1	21.5	58.4	
相続経験別	相続経験あり	2,576	33.4	25.4	41.1	
	相続経験なし	2,576	28.7	23.1	48.2	
相続リテラシー別	高	1,244	38.6	25.6	35.9	
	中	1,749	35.7	23.9	40.4	
	低	2,159	23.0	23.8	53.2	

デジタル遺言の利用意向理由としての全体的な傾向として、**40代～60代は「変更・書換リスクに対応できること」、70代以上は「自筆の負担がなくなること」**

利用意向の理由

		n=	(%)		
			変更・書換が想定される (財産、家族、思いの変動等) から	本文だけとはいえ 自筆は面倒だから	その他
全体		1,600	63.3	57.4	0.9
性 年 代 別	男性40代	399	63.2	61.7	0.5
	男性50代	278	68.3	56.5	0.0
	男性60代	258	59.3	58.1	0.8
	男性70代以上	208	58.7	61.5	0.5
	女性40代	140	67.1	55.7	0.0
	女性50代	129	73.6	42.6	3.1
	女性60代	93	59.1	57.0	2.2
	女性70代以上	95	53.7	54.7	3.2

一方、デジタル遺言の非利用意向の理由は、「制度内容が不明なこと」「信頼性に不安があること」。
 なお、**70代以上は、他の年代と比べて、遺言を紙に自ら署名して残したい意向が高い傾向**

非利用意向の理由

		n=	(%)				
			制度の内容が不明だから	信頼性に不安があるから	最後の意思は紙に自ら署名して残したいから	その他	特に理由はない
全体		3,552	32.0	31.6	20.0	1.7	34.2
性年代別	男性40代	511	32.9	34.4	18.0	1.4	34.4
	男性50代	589	32.8	31.4	14.4	1.0	37.5
	男性60代	592	30.6	26.2	17.4	1.5	41.7
	男性70代以上	571	31.0	26.1	22.2	1.9	34.7
	女性40代	238	37.8	36.1	22.7	1.3	27.7
	女性50代	292	33.2	40.8	19.5	3.1	28.4
	女性60代	345	32.5	37.1	18.0	2.0	32.2
	女性70代以上	414	28.3	30.4	31.9	1.9	27.3

- ▶ 今回の意識調査からは、日本では本来遺言を作成した方がよいと思われる人でも「不要」と考えている、或いは「必要」とは思いながら、「まだ早い」、「きっかけがない」等で作成に至っていない人が多く、**遺言を作成する人が少数に留まっている**がことが窺われる。
- ▶ その背景には**日本人の相続・遺言に対する意識**があり、結果として自身や家族への思いの実現のための選択の幅が狭くなっているとも考えられるが、**相続法制や遺言に関する知識（＝相続リテラシー）**を深めることにより、選択の幅が広がることが期待できる。
- ▶ 特に、今後は、**認知機能が低下した相続人や、配偶者・子ども以外の相続人を含む遺産分割協議が増える**ことが見込まれ、そのような場合には協議の**難航・長期化の可能性もある**ことから、**遺言の活用は有力な選択肢の一つ**と考えられる。
- ▶ 但し、相続・遺言への意識は日本人の死生観とも関係し、相続リテラシーの向上もなかなか自発的には取組みにくい面があるため、専門家によるサポートが望ましい。以上から、意識をもってもらう方法やサポートのあり方について、アメリカとの比較なども含め、**専門家による議論が有用**。→パネル1へ。

- ▶ 意識調査の結果から、日本では遺言について、**高齢になっても「まだ早い」という人の割合が多く、結果として認知機能が低下し始めてから作成することとなり、場合によっては、「特定の相続人が、自分に有利になるように作成させたものである」、として、相続発生後に遺言作成時の認知機能低下を理由とした無効確認請求等がなされる**ことも珍しくない。
- ▶ 今後、**長寿化による認知機能の低下、少子化、ライフスタイルの多様化等が進む**ことを踏まえれば、**高齢者が遺言を作成する際の真意性を確保するための留意点**について、**医学、法学、遺言作成をサポートする専門家**の立場からの議論が有用。
→パネル 2 へ
- ▶ 折しも、**デジタル技術を活用した遺言制度（デジタル遺言）**の検討が始まっており、遺言の適切な活用に向け、有効・無効を巡る争い自体の増加を抑止する効果なども含め、**遺言制度の利便性向上と円滑な相続の促進**がなされることが期待される。

- 本資料は、講演会用に作成されたもので、保険や投資信託等の募集や勧誘を目的として作成したものではありません。
- 本資料は考え方の概略をお示しするものであり数値等はあくまで概算です。
- 本資料は2023年12月31日現在の法令・税制等に基づいておおよその概要を説明しておりますが、将来変更される可能性があります。また、法令の詳細や税務申告にあたっては、弁護士やお近くの税務署や税理士などにご相談ください。
- 本資料は、信頼できる情報源から得た情報に基づき作成したのですが、資料に記述した分析は一定の前提に基づくものであり、その正確性を保証するものではありません。また、過去の結果が必ずしも将来の結果を予測するものではありません。
- 本資料の内容に関するあらゆる損失に対して三菱UFJ信託銀行は責任を負いません。なお、本資料の無断複製、複写、転送等をご遠慮ください。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行 リテール企画推進部

E-mail : mufg_souzoku_post@tr.mufg.jp

三菱UFJ信託銀行株式会社 リテール企画推進部
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

<https://www.tr.mufg.jp/souzoku-ken/>